

市町村による再商品化事業者に対する「現地確認」の対応について

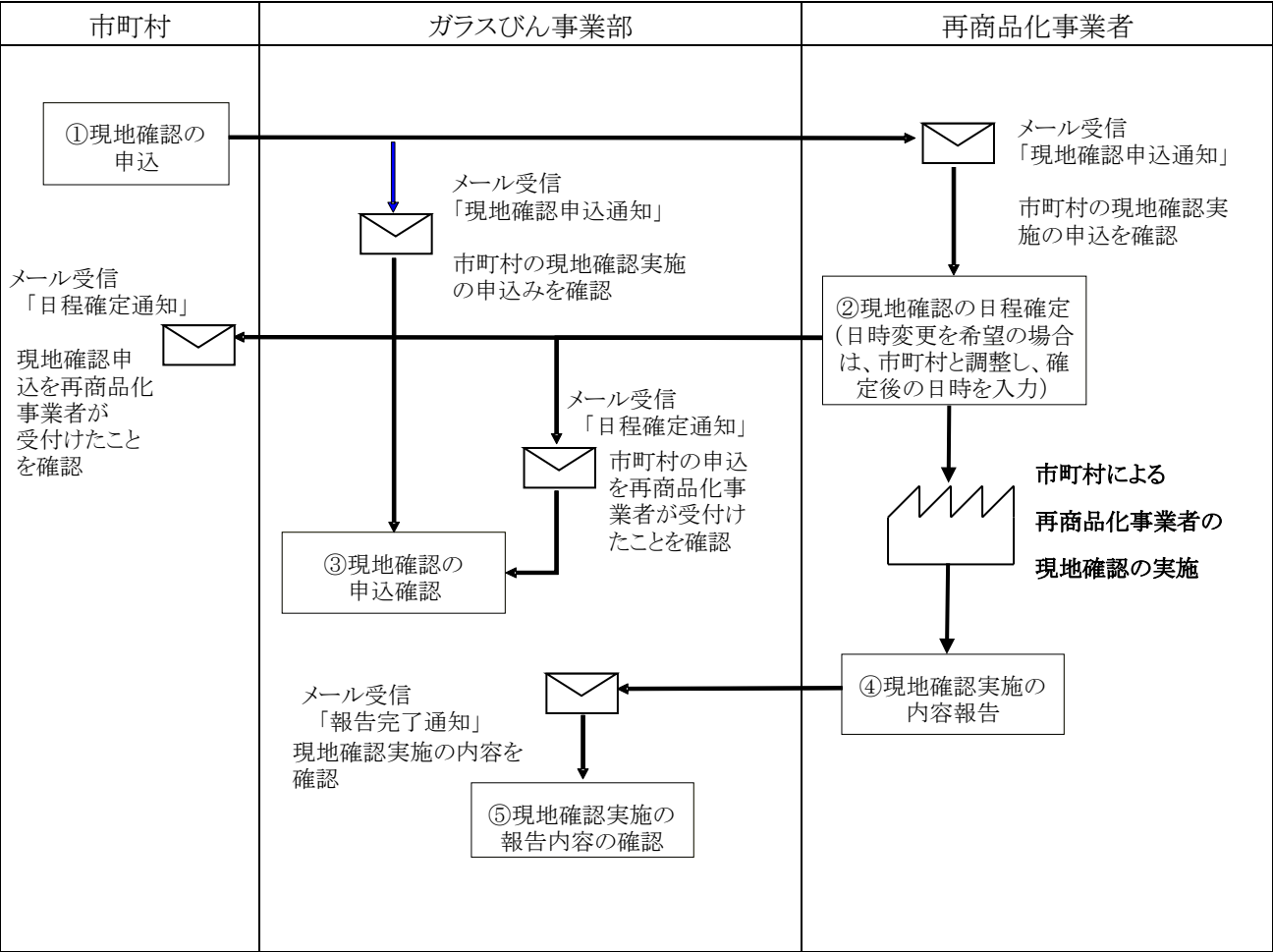
平成 21 年 6 月に行われた、中央環境審議会、産業構造審議会合同のプラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討委員会での、「平成 22 年度入札に向けた中間取りまとめ」の中で、再商品化の透明性向上のための措置として、市町村・一部事務組合(以下「市町村」という)が当該市町村からの容器包装物を受け入れている再商品化事業者に対して現地確認を行うことができるようにするとあります。

これを受けガラスびん事業部では、ガラスびん再商品化事業者に対する市町村が実施する「現地確認」を制度として定めています。詳細は再商品化実施契約書の第 21 条(市町村による現地確認)を参照してください。

市町村からの「現地確認」の連絡を受けた場合は市町村と日程を調整のうえ、実施してください。「現地確認」終了後はオンライン操作マニュアルに従い報告をお願いします。

なお、一般的な工場見学等については、市町村が再商品化事業者と連絡のうえ実施することとし、当協会への事前連絡および報告は不要です。このフロー図を参考に対応してください。

【現地確認の申込から実施報告までのオンライン手続きフロー】



以上